

# 東彼杵町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和7年3月13日

長崎県東彼杵町

## 第1 趣旨

この方針は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第30条の規定に基づき、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策等の財源に充てるため、国から譲与された森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を定めたものである。

## 第2 現状と課題

本町の森林面積は3,956ヘクタールで、総面積の53%を占めており、その内民有林は3,188ヘクタールあります。本町では、森林の有する公益的機能の維持増進のため、これまで国や県の森林整備事業や町の単独事業等を財源とした森林の整備を進めてきました。

一方で、森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されており、町としては、国から譲与される森林環境譲与税を活用し、適切な森林の整備やその促進等につながる取組を計画的かつ効果的に進めてまいります。

## 第3 活用についての基本的な考え方（3つの基本方針）

### 1 森林の整備に関する施策

本町の私有林では、森林経営計画制度に基づき、林業事業体等に森林の整備を委託するなど計画的かつ適切な森林の手入れが行われています。しかし、一部では整備が行き届かない森林もあります。このため、森林経営管理制度に基づき、手入れが行き届いていない森林の所有者に対して、町が意向調査等により森林の管理等の把握に努めるとともに、意欲と能力のある林業経営体などに森林の経営・管理を委ねる等の働きかけを行うなど、森林の有する公益的機能の維持増進に向けた森林の整備を推進します。

### 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策

森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林の整備を推進し、森林の整備を行う担い手の技術及び技能の向上を図り、労働安全と衛生及び福利厚生、その他の施策を講じることにより、林業労働力の安定的な確保を推進します。

### 3 木材の利用の促進に関する施策

町内のスギ・ヒノキの人工林の過半が50年を超えるなど森林資源の成熟が進んでおり、生産された木材の利活用が課題となっています。このため、町民への木材利用に対する理解と木材の利用を促進するために、町内の公共施設などの木造・木質化の促進、木製品の導入などを進めています。

### 第4 基本方針の施策

#### 1 森林の整備に関すること

- ・森林経営管理制度に基づく森林整備の推進
- ・林道整備
- ・鳥獣被害、森林病害虫対策

#### 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関すること

- ・林業事業体、林業従事者への支援  
(高性能林業機械の借上げ又は購入経費の補助等)

#### 3 木材の利用の促進に関すること

- ・公共施設の木造・木質化
- ・公共施設への木製什器の設置
- ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助